

HPVワクチンの接種後の症状の追跡調査の方法について

HPVワクチン接種後に生じる症状の内容、程度、治療等について情報を充実させるため下記のとおり調査を行った。

1. 調査対象

原則として全ての副反応疑い報告が対象。ただし、すでにワクチンとの因果関係の結論が出ている死亡症例及び発症後7日以内に回復したと報告されている症例は除いた。

※ 対象期間中に、新たに副反応疑い報告が提出されたものは、追跡対象に追加。

※ 回復した後に再度症状が出現した患者については、再度医療機関から副反応疑い報告を提出していただくなど、症例の把握に努めた。

2. 調査方法

医師が調査票に記入。

※ 医師への依頼は製造販売企業を通じて実施。

3. 転院等があった場合の対応

市町村から被接種者に連絡し、転院先の医療機関を把握し、症状等の調査を実施。